

ふれあいトーク開催要領

1 目的

この要領は、市長と市民が直接対話をし、意見交換をする「ふれあいトーク」の開催に関し必要な事項を定めることにより、身近なまちづくりの施策に関する「市民の皆さんの声」を聴き、課題の共有を図り、もって市民が主役のまちづくりを推進することを目的とする。

2 対象者

ふれあいトークの申込みができる者は、市民（市内に住所を有する者をいう。以下同じ。）又は団体（市民が3人以上で構成する団体をいう。以下同じ。）とする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

3 開催の方法

(1) ふれあいトークは、次の方法により開催する。

ア 定例開催 市長が指定した日時及び場所において、市民又は団体とふれあいトークを開催するもの

イ 随時開催 団体からの申込みによる方法（応募型）（以下「応募型」という。）又は市長から団体への申入れによる方法（呼掛け型）により、ふれあいトークを開催するもの

(2) 市長は、必要があると認めるときは、ふれあいトークに担当職員を同席させることができる。

4 定例開催

(1) 開催時期、開催場所等は、次のとおりとする。

ア 開催日 原則、奇数月において、市長が別に定める日

イ 開催時間 原則、午前9時30分から午前11時30分まで又は午後1時30分から午後3時30分までの間

ウ 開催場所は、次のとおりとする。

(7) 新城地区 新城市役所本庁舎情報カフェ

(4) 鳳来地区 市民センターほうらい

(7) 作手地区 作手総合支所会議室

エ 原則、開催回数は、一の年度において新城地区、鳳来地区、作手地区それぞれ各2回とする。

- (2) 各開催日のふれあいトークの定員は5人（団体）までとし、1人（団体）当たりの時間は、20分までとする。
- (3) 受付は、開始時刻の15分前からとし、先着順により5人（団体）までとする。
- (4) 定例開催の実施に関し必要な事項は、当該開催日の30日前までに市ホームページ、防災行政無線及び市公式SNS等で公表するものとする。
- (5) 申込みは、予約優先とする。ただし、定員に満たない場合は、開始時刻の15分前から受付し、先着順とする。

5 随時開催

- (1) 応募型により開催の希望をする団体は、書面、電話、電子メール等により、次の事項を明らかにして申込みをするものとする。

ア 代表者の氏名、住所及び連絡先

イ 開催希望日及び時間

ウ 開催場所

エ 参加予定人数

オ その他市長が必要であると認める事項

- (2) 開催回数は、一の年度において10回程度とする。
- (3) 開催日は、議会会期中及び12月28日から翌年1月5日までの日を除いた日とする。
- (4) 開催時間は、午前9時30分から午後8時までの間の90分程度とする。
- (5) 開催場所は、市が管理する施設、地区公民館、コミュニティ・センター等の地域の住民が集う場所とする。
- (6) 呼掛け型による開催は、あらかじめ開催時期、開催場所等を設けず、市が主催する会議、地域が主催する行事等の場において、市長から団体に申入れを行い、行うものとする。

6 開催の制限

市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、ふれあいトークを開催しないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害するおそれがあるとき。

- (2) 政治、宗教又は営利を目的とした活動と認められるとき。
- (3) 市政に対する陳情又は交渉を目的としているとき。
- (4) 単なる個人的な相談又は要望を目的としているとき。
- (5) その他市長がふれあいトークの実施上不適切であると認めるとき。

7 庶務

ふれあいトークの庶務は、企画部秘書人事課広報広聴係において処理する。

8 その他

この要領に定めのない事項は、必要に応じて、その都度、市長が定めるものとする。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

この要領は、令和6年11月1日から施行する。